

岩手県告示第 315 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成 19 年 4 月 3 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 保安林予定森林の所在場所 花巻市石鳥谷町新堀字鳥鳴田山 1 の 1 ・石鳥谷町五大堂字遠安 1 の 1 ・石鳥谷町滝田字遠安 16 の 1 ・字東山屋 1 ・奥州市衣川区月山 1 の 1 ・日向 1 の 1 ・十一ヶ銘 1 の 1 ・前沢区字大袋山 1 の 1 ・一関市萩荘字土森堂 1 の 1 ・字自鏡山 1 の 1 ・字金山沢 1 の 1 ・巖美町字五串山 1 の 1 ・字結渡山 1 の 1 ・字須川岳 1 ・西磐井郡平泉町平泉字下ノ林 1 の 1 ・字中ノ林 1 の 1 ・字上ノ林 1 ・字馬場二反田山 1 （以上 18 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

字東山屋 1 ・月山 1 の 1 ・十一ヶ銘 1 の 1 ・大袋山 1 の 1 ・字土森堂 1 の 1 ・字金山沢 1 の 1 ・字五串山 1 の 1 ・字須川岳 1 ・字下ノ林 1 の 1 ・字中ノ林 1 の 1 ・字上ノ林 1 （以上 11 筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥鳴田山 1 の 1 ・字遠安 1 の 1 ・月山 1 の 1 ・日向 1 の 1 ・十一ヶ銘 1 の 1 ・字大袋山 1 の 1 ・字土森堂 1 の 1 ・字自鏡山 1 の 1 ・字金山沢 1 の 1 ・字五串山 1 の 1 ・字結渡山 1 の 1 ・字中ノ林 1 の 1 ・字上ノ林 1 ・字馬場二反田山 1 （以上 14 筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

ウ その他の森林については、主伐にかかる伐採種は、定めない。

エ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び平泉町役場に備えておいて縦覧に供する。